論 説

中国における技術契約に関する法的諸問題

遠 藤 誠*

抄録日本企業及びその中国子会社が、中国企業との間で、例えば、技術ライセンス契約、開発委託契約等を締結する場合、中国における技術契約に関する様々な法規制に注意する必要がある。①理論上、技術輸出入管理条例の適用範囲は非常に広いこと、②中国から日本へのロイヤルティ送金の必要がない場合には、実務上、契約登録手続を行わないことも少なくないこと、③法令上はロイヤルティの料率に対する制限はないが、実務上は、高いロイヤルティを設定した場合、送金に支障が出る可能性が完全に無いとはいえないこと、④技術供与側の保証義務については、実務上、保証義務を限定する方法が試みられていること、⑤技術受入側のなした改良発明につき、適当な対価の移転なくして、当然に技術供与側に帰属する等と定めることは、無効とされる可能性が高いこと等に留意が必要である。

目 次

- 1. はじめに
- 2. 中国における技術契約に関する法規制
 - 2. 1 契約法
 - 2. 2 技術輸出入管理条例
- 3. 関連する主な法的諸問題の検討
 - 3. 1 技術輸出入管理条例の適用範囲
 - 3. 2 ロイヤルティの国外送金
 - 3. 3 技術供与側の保証義務
 - 3. 4 技術受入側のなした改良技術
- 4. おわりに

はじめに

今や,日本企業及びその中国子会社(以下「日本企業等」と総称する)が,中国企業との間で,技術に関する契約(以下「技術契約」と総称する。例えば,技術ライセンス契約,開発委託契約等)を締結することは珍しくなくなった。しかし,中国では技術に関する契約についての様々な法規制が存在しているにもかかわらず,日本企業等に法規制の内容が必ずしも明確に認識されていない場合が多いように思われる。

そこで、本稿では、中国における技術契約に 関してどのような法規制があるのか、また、日 本企業等が直面する主な法的諸問題について解 説する¹⁾。

2. 中国における技術契約に関する 法規制

中国における技術契約に関する法規制には様々なものがある。以下では、その主要なものとして、「契約法」及び「技術輸出入管理条例」について紹介する。他に、「特許法」も技術契約に関する重要な法規制であるが、これについては日本語で解説された文献が数多く存在するので、本稿では、必要な範囲で言及するにとどめる²⁾。

2. 1 契約法

(1) 契約法及び技術契約司法解釈の概要中国においても、「民法通則」、「物権法」、「担

^{*} 森·濱田松本法律事務所 弁護士・博士(法学) Makoto ENDO

保法」、「契約法」、「権利侵害責任法」等のよう に、日本の民法典の内容に相当する法律が制定 されている。

中国の「契約法」(1999年10月1日施行)は, 財産関係の契約を規律する法律である(婚姻, 養子縁組. 監護等の身分関係を除く)。契約法 は、全23章428条より構成され、まず総論として、 契約の成立, 契約の効力, 契約の履行, 契約の 変更及び譲渡、契約の権利義務の消滅、違約責 任について規定を置いている。債権者代位権や 債権者取消権も定められており、全体的な印象 としては日本法に近い内容となっている。各論 では、売買契約、電気・水・ガス・熱エネルギ 一供給使用契約,贈与契約,金銭貸借契約,賃 貸借契約,ファイナンスリース契約,請負契約, 建設工事契約, 運送契約, 技術契約, 寄託契約, 倉庫保管契約,委任契約,斡旋契約及び仲介契 約について規定している³⁾。契約法は,「技術 契約 | に関して1章を設け、「一般規定 | . 「技 術開発契約」、「技術譲渡契約」、「技術コンサル ティング契約及び技術サービス契約」について 様々な内容を規定している (322条乃至364条)。

なお、契約法に関連して最高人民法院審判委員会が公布したいくつかの司法解釈も、実務上、重要な役割を果たしている40。とくに、技術契約紛争案件の適正な審理を図るために、2004年12月16日に公布され、2005年1月1日から施行された「技術契約紛争案件の審理に関する最高人民法院の司法解釈」(以下「技術契約司法解釈」という)が重要である。技術契約司法解釈は、「一般規定」、「技術開発契約」、「技術譲渡契約」、「技術コンサルティング契約及び技術サービス契約」、「技術契約紛争の審理手続に関する問題」及び「その他」の6章により構成されている。

中国の契約法及び関連司法解釈の内容は,日 本法と似ている点が多いものの,当然のことな がら日本法と異なる点も少なくなく,個々の事 案ごとに注意して調べることが必要である。

(2) 契約法及び技術契約司法解釈の主な内容

契約法及び技術契約司法解釈は,技術契約に 関して様々な内容を規定している。主な内容を 紹介すると、以下のとおりである。

1)一般規定

a. 技術契約の定義

技術契約とは, 当事者が技術の開発, 譲渡, コンサルティング及びサービスについて締結す る相互間の権利,義務を確立する契約をいう(契 約法322条)。技術契約の締結は、科学技術の進 歩に有益で、科学技術成果の転化、応用及び普 及を促進するものでなければならない(契約法 323条)。技術契約司法解釈1条1項は、「技術 成果とは、科学技術の知識、情報及び経験を利 用して創出された、製品、加工技術、材料及び その改良等にかかわる技術考案をいい、特許、 特許出願. 技術秘密. コンピュータソフトウェ ア,集積回路配置図設計,植物新品種等を含む。」 と規定した。この規定からすると、技術契約の 目的としての技術成果は, 一種の技術考案でな ければならず、例えば、商標を技術契約の目的 ということはできない。また、技術成果と知的 財産権は似て非なる概念である。技術成果とい えるためには、それが知的財産権を取得できる こと又は取得したことは要求されていない。

b. 代金,報酬又は使用費の支払方法

技術契約の代金,報酬又は使用費の支払方法は当事者が契約で定めるものとし,一括計算, 一括支払又は一括計算,分割支払を用いることができ,歩合(ランニング・ロイヤルティ)支 払又は歩合を支払いかつ予めイニシャルフィーを支払う方式を用いることもできる(契約法325条1項)。

c. 職務技術成果

職務技術成果とは、法人若しくはその他の組織の仕事上の任務を執行し又は主に法人若しく

はその他の組織の物質的,技術的条件を利用して完成させた技術的成果のことをいう(契約法326条2項)。職務技術成果の使用権,譲渡権は法人又はその他の組織に属し,法人又はその他の組織は当該職務技術成果につき技術契約を締結することができる(契約法326条1項1文)。法人又はその他の組織は当該職務技術成果の使用及び譲渡により得た利益から一定の割合を控除し,当該職務技術成果を完成させた個人に奨励金又は報酬を与えなければならない(契約法326条1項2文)。法人又はその他の組織が技術契約を締結し職務上の技術を譲渡する場合,職務上の技術の完成者は同等の条件により優先的に譲り受ける権利を有する(契約法326条1項3文)。

特許権,実用新案権及び意匠権を対象とする 職務発明創造については,特許法6条,7条, 16条,並びに特許法実施細則12条,13条,76条 乃至78条が規定している。

d. 技術契約の効力

違法に技術を独占し、技術の進歩を妨げ又は 第三者の技術成果を侵害する技術契約は無効と する(契約法329条)。

技術契約司法解釈は、民事主体資格を有しない科学研究組織が締結した技術契約を、直ちに無効とはしていないこと(7条)、製品の生産又はサービスの提供についての審査認可又は許可を得ていない場合であっても、技術契約の効力には影響を及ぼさないこと(8条)、当事者の一方が詐欺手段を用いて、その既存の技術成果を研究開発目的として他人と委託開発契約を締結し、研究開発費用を徴収した場合、又は同一の研究開発テーマについて前後して2若しくは2以上の委託者と別々に委託開発契約を締結し、重複して研究開発費用を徴収した場合は、契約を当然に無効とはせず、損害を受けた一方は、契約法の詐欺行為に関する規定に従い、契約の変更又は取消を請求することができること

としたこと (9条) 等にみられるように, 何ら かの法規定に違反する点のある契約であって も, 当然には無効とはしない立場をとっている。

また,技術契約司法解釈10条は,「技術の違法独占,技術進歩の妨害」(契約法329条)という抽象的文言に該当する6つの契約無効事由を,以下のとおり列挙している。

- ① 当事者の一方が契約の目的技術を基礎にして新しい研究開発を行うことを制限し、又はその改良した技術を使用することを制限し、又は双方の改良技術の交換条件が平等でないこと。これは、当事者の一方にその者が自ら開発した技術を無償で相手側に提供し、互恵原則に依らずに相手側に譲渡し、当該改良技術の知的財産権を無償で独占又は共有させるよう要求することを含む。
- ② 当事者の一方がその他の出所から技術提供者と類似する技術又はそれと競争関係にある技術を取得することを制限すること。
- ③ 当事者の一方が市場の需要に基づき、合理的な方法により契約の目的技術を十分に実施することを妨害すること。これは、技術の受入者が契約の目的技術を実施して生産する製品又は提供したサービスの数量、種類、価格、販売ルート及び輸出市場を著しく不合理に制限することを含む。
- ④ 技術の受入者に技術の実施に必要でない 付帯条件を受け入れるよう要求すること。これ は、不必要な技術、原材料、製品、設備、サー ビスの購入及び不必要な人員の受入等を含む。
- ⑤ 技術の受入者の原材料, 部品, 製品又は 設備等の購入ルート及び出所を不合理に制限す ること。
- ⑥ 技術の受入者が契約の目的技術の知的財産権の有効性に異議を提出することを禁止し、 又は異議の提出に条件を付けること。
 - 2) 技術開発契約
 - a. 技術開発契約の定義

技術開発契約とは、当事者間で新技術、新製品、新加工技術又は新材料ならびにそのシステムの研究開発について締結する契約をいう(契約法330条1項)。技術開発契約には、開発委託契約及び共同開発契約を含む(契約法330条2項)。

b. 成果の帰属等

開発委託で完成した発明創造については、当事者が契約で別途定める場合を除き、特許を出願する権利(中国語では「申請専利的権利」。以下同じ)は研究開発人に属する。研究開発人が特許権を取得した場合、委託者は当該特許権を無償で実施することができる(契約法339条1項)。研究開発人が特許出願権(中国語では「専利申請権」。以下同じ)を譲渡する場合、委託者は同等の条件により優先的に譲り受ける権利を有する(契約法339条2項)。

共同開発で完成した発明創造については、当 事者が契約で別途定める場合を除き、特許を出 願する権利は共同開発の当事者の共有に属す る。一当事者がその共有する特許出願権を譲渡 する場合、その他の各当事者は同等の条件によ り優先的に譲り受ける権利を有する(契約法 340条1項)。共同開発の一方当事者がその共有 する特許出願権の放棄を表明した場合, 他の一 方が単独で出願し又はその他の各当事者が共同 で出願することができる。出願者が特許権を取 得した場合,特許出願権を放棄した一方の当事 者は無償で当該特許を実施することができる (契約法340条2項)。共同開発の一方の当事者 が特許出願に同意しない場合、他の一方又はそ の他の各当事者は特許を出願することはできな い(契約法340条3項)。

3) 技術譲渡契約

a. 技術譲渡契約の定義

技術譲渡契約とは、特許権の譲渡、特許出願権の譲渡、技術秘密の譲渡、特許実施許諾契約を含む(契約法342条1項)。ここにいう「譲渡」

には、権利の移転としての「譲渡」だけでなく、 実施許諾(ライセンス)も含む点に注意を要す る。

b. 実施許諾

特許実施許諾契約は、当該特許権の存続期間 中のみ有効とされる。特許権の有効期間が満了 し又は特許権の無効が宣告された場合、特許権 者は当該特許につき第三者と特許実施許諾契約 を締結してはならない(契約法344条)。

特許実施許諾には、①独占的実施許諾(譲渡 人が約定の特許実施許諾範囲内において、1名 のみの譲受人に当該特許の実施を許諾し、譲渡 人が約定により当該特許を実施することができ なくなること)、②排他的実施許諾(譲渡人が 約定の特許実施許諾範囲内において、1名のみ の譲受人に当該特許の実施を許諾するが、譲渡 人も約定に従い自ら当該特許を実施することが できること)、③通常実施許諾(譲渡人が約定 の特許実施許諾範囲内において、第三者に当該 特許の実施を許諾し、かつ自らも当該特許を実 施すること)という3つの方式がある(技術契 約司法解釈25条1項)。

c. 契約当事者の義務・責任

技術譲渡契約の譲渡人は、自己が提供する技術の合法的な保有者であることを保証し、かつ提供する技術が完全で、誤りがなく、有効であり、契約で定める目標を達成できることを保証しなければならない(契約法349条)。技術譲渡契約の譲受人は、契約で定める範囲及び期間に従って、譲渡人が提供する技術中の未公開の秘密部分について秘密保持の義務を負わなければならない(契約法350条)。

譲渡人は、契約の定めどおりに技術を譲渡しない場合、使用料の一部又は全部を返還し、かつ違約責任を負わなければならない。契約で定める範囲を超えて特許を実施し又は技術秘密を使用した場合、もしくは契約の定めに違反し無断で第三者に対し当該特許の実施又は当該技術

秘密の使用を許諾した場合, 違約行為を停止し, 違約責任を負わなければならない。また, 契約 に定める秘密保持の義務に違反した場合, 違約 責任を負わなければならない(契約法351条)。

譲受人が契約の定めに従い特許を実施し,技 術秘密を使用することにより,第三者の合法的 権益を侵害した場合,当事者が契約で別途定 める場合を除き,譲渡人が責任を負う(契約法 353条)。

d. 改良成果

当事者は互恵の原則に従い、技術譲渡契約において、特許実施又は技術秘密使用の後に継続して改良した技術的成果の分配方法について契約で定めることができる(契約法354条1項)。契約で定めない又は契約の定めが不明確で、契約法61条の規定に照らしても確定できない場合、一方当事者が継続して改良した技術成果について、その他の当事者はこれを共同で利用する権利を有しない(契約法354条2項)。

4) 技術コンサルティング契約・技術サービ ス契約

技術コンサルティング契約は、特定技術プロジェクトについて提供するフィージビリティ・スタディ、技術予測、専門技術調査、分析評価報告等の契約を含む(契約法356条1項)。

技術サービス契約とは、一方当事者が技術知識をもって他の一方の特定の技術問題を解決するために締結する契約をいい、建設工事契約及び請負契約は含まない(契約法356条2項)。

技術コンサルティング契約,技術サービス契約の履行過程で,受託者が委託者の提供した技術資料及び仕事条件を利用して完成させた新たな技術成果は,受託者に帰属する。委託者が受託者の仕事の成果を利用し完成させた新たな技術成果は,委託者に帰属する。当事者が契約で別途定める場合,当該契約の定めに従う(契約法363条)。

2. 2 技術輸出入管理条例

(1) 技術輸出入管理条例の概要

技術を外国から中国に移転する場合,中国からみると「技術の輸入」にあたる。これに対して,技術を中国から外国へ移転する場合,中国からみると「技術の輸出」にあたる。

このような技術輸出入管理の基本的な仕組みを定めた法令が、「技術輸出入管理条例」(2002年1月1日施行)である。同条例2条によると、「技術輸出入」とは、中国域外から域内に向けて、又は中国域内から域外に向けて、貿易、投資若しくは経済技術協力の方式により技術を移転する行為をいう。前述した「契約法」は、契約一般について、しかも、国内契約及び渉外契約の両方に適用されるのに対し、「技術輸出入管理条例」は技術の輸出入に関わる渉外契約にのみ適用される点で異なっている。

1) 分類管理体制

中国では、技術を分類して管理する構造を採用している。すなわち、禁止類技術については輸出入を禁止し(9条,32条)、制限類技術の輸出入については許可を得れば輸出入可能とし(10条,33条)、それ以外の技術(自由類技術)の輸出入については契約の届出だけをすればよいものとした(17条,39条)。

中国では、商務部が国務院の関連部門とともに、輸出入を禁止又は制限する技術の目録を制定、調整し、公布している。現在施行されているのは、2007年11月23日に公布された「輸入禁止・輸入制限に係る技術目録」及び2008年9月16日に公布された「輸出禁止・輸出制限に係る技術目録」である。

制限類技術の輸出入は許可を得ない限りそれを行うことが禁止されており、輸出入許可証が発行された日をもって技術輸出入契約が発効する(16条,38条)。

自由類技術の輸出入契約は、中国の輸出入経

営者が、オンライン登録した上で、対外経済貿易部門において届出手続を行う。届出受付機関は形式審査(申請書、契約副本、契約双方の法的地位の証明文書等の提出資料が完全であるかどうか、記録と契約内容が一致しているかどうか)を行うだけで、契約内容については審査しない(技術輸出入契約登録管理規則4条~6条)。自由類技術の輸出入契約は当該契約が成立した時に発効し、契約の届出は効力発生の要件ではない(17条、39条)。

2) 保証義務

技術輸入契約の供与側は、下記保証を提供しなければならない。

- ① 自らが供与する技術の合法的所有者であるか,又は譲渡,ライセンスを行う権利を有する者であること(24条1項)。なお,第三者の権利を侵害した場合は,供与側が責任を負う(24条3項)。
- ② 提供する技術の完全性,無瑕疵性,有効性を保証し,契約で定める技術目標を達成できること (25条)。

3)制限条項

本条例は、禁止される制限条項を具体的に列挙した(29条)。これらの制限条項は一律に禁止される。制限条項の内容は、以下のとおりである。

- ① 不可欠ではない技術,原材料,製品,設備 又は役務の購入を含む,技術輸入に不可欠では ない付帯条件の受入れを受入側に要求するもの。
- ② 特許権の有効期間が満了し、又は特許権の無効が宣告された技術について、使用費の支払又は関連する義務の負担を受入側に要求するもの。
- ③ 受入側が供与側の供与した技術を改良することを制限し、又は受入側がその改良した技術を使用することを制限するもの。
- ④ 供与側の供与した技術と類似の技術もしくはこれと競合する技術を、受入側が他の供給

源から入手することを制限するもの。

- ⑤ 受入側が原材料, 部品, 製品又は設備を購入するルート又は供給源を不合理に制限するもの。
- ⑥ 受入側の製品の生産数量, 品種又は販売 価格を不合理に制限するもの。
- ⑦ 受入側が輸入した技術を利用して生産した製品の輸出ルートを不合理に制限するもの。

技術輸出入管理条例29条の1号から4号までは絶対的に禁止される条項である。5号から7号までは、合理的な制限であれば規定できることになっている。但し、合理的か非合理的かの基準は明確ではない。

(2) 関連する規則

2009年になって、技術輸出入契約に関する3 つの新しい規則が施行された。すなわち, ① 「技術輸出入契約登録管理規則」(2009年3月3 日施行). ②「輸入禁止輸入制限技術管理規則 | (2009年3月3日施行), ③「輸出禁止輸出制限 技術管理規則」(2009年5月20日施行)である。 技術輸出入契約に関する基本的な制度に大きな 変更がなされたわけではないが、いくつかの細 かい修正が行われた。例えば、改正後の技術輸 出入契約登録管理規則7条1項により,支払方 法を歩合(ランニング・ロイヤルティ)とする 契約については、まず、初めて歩合基準額が形 成された後60日以内に契約登録手続を行い、そ の後も、歩合基準額(例えば、売上高)が形成 される都度, 契約変更手続をとることになった ので,「契約登録証」に記載された契約金額と 実際に送金したい金額との間に齟齬が生じると いう不都合は生じないことになった。

3. 関連する主な法的諸問題の検討

3. 1 技術輸出入管理条例の適用範囲

本条例の適用対象となる「技術輸出入」とは、

中国国外から国内,又は中国国内から国外へ, 貿易,投資もしくは経済技術協力の方式により 技術を移転する行為を意味する(2条1項)。 同条2項は,技術輸出入の対象となる行為には, 特許権の譲渡,特許出願権の譲渡,特許の実施 許諾,技術ノウハウの譲渡,技術サービス及び その他の方式による技術移転を含むと規定して いる。これによると,必ずしも,法的な「譲渡」 又は「使用許諾」行為のみに限定しているもの ではなく,技術が国境を超えて移動するあらゆ る形態が技術輸出入に該当する可能性があり, その範囲は非常に広いといえる。以下,いくつ かの事例を挙げて検討する。

(1) 開発委託契約に対する技術輸出入管理条 例の適用の有無

開発委託で完成した発明創造については、当事者が契約で別途定める場合を除き、特許を出願する権利は研究開発人に属する(契約法339条1項前段)。同規定によれば、日本企業は、中国企業と技術開発委託契約を締結し、同契約において、委託者である日本企業が開発成果を原始取得すると規定することは可能であると解される。

では、開発委託契約により委託者が成果を原 始取得することにつき、技術輸出入管理条例が 適用されるのであろうか。

前述した技術輸出入管理条例における「技術輸出入」の定義及び範囲から考えると、委託者が開発委託契約の成果を原始取得する場合、法的に厳密な意味での「譲渡」又は「使用許諾」行為ではなくても、理論上は技術輸出入管理条例の規制に服するとされる可能性がある。そうすると、開発委託契約を締結する時点では、まだ技術成果物が存在していなくても、技術輸出の認可審査又は届出を行うべきとも考えられる。しかし、まだ開発の成果が上がっていない時点においては、「技術」の内容が十分に特定

しておらず、そのため、輸出禁止・制限類に該当するか否かの判断ができないケースもあり得る。この点に関する中国当局の公権的解釈は出されていない。実務上は、中国から外国への送金のために技術輸出入管理条例等による手続を遵守する必要がある場合でなければ、手続が遵守されていないケースも少なくないようである。

(2) 技術指導契約に対する技術輸出入管理条 例の適用の有無

前述した技術輸出入管理条例における「技術輸出入」の定義及び範囲から考えると、日本企業の中国企業に対する技術指導契約は、中国国外から国内への、一定の製造方法技術等の移転を内容としていることから、技術輸出入管理条例の適用対象となる「技術輸出入」に該当するとされる可能性が高い。

3. 2 ロイヤルティの国外送金

(1) 国外送金を行うための必要な手続として の契約届出

輸入の対象である技術が「自由類」に属するときの契約届出手続は、ライセンス契約に基づくロイヤルティの国外送金のために行われることが多いが、技術輸出入管理条例には手続懈怠の場合の罰則が定められていない。そのため、中国から日本へのロイヤルティの送金の必要がない場合には、実務上、契約届出手続を行わないことが少なくないといわれている。また、実務上、一定金額以下の国外送金は、技術輸出入管理条例に基づく契約届出手続を行わなくても可能であることがある。しかし、あくまで、技術輸出入管理条例の下では、「自由類」技術の契約届出手続が義務付けられていることに留意されたい。

「禁止類」技術を輸入した場合,及び「制限類」 技術を無許可で輸入した場合は,状況に応じて, 刑事罰,税関法による処罰,警告,違法所得の

没収,又は過料が科される可能性がある(46条)。

(2) 技術ライセンス契約におけるロイヤルティの料率

中国企業と技術ライセンス契約を締結する場合のロイヤルティの料率については、以前は、「技術導入契約の締結及び審査許認可の指導原則」により、純販売額を基準としてランニング・ロイヤルティを計算する際、その料率は一般的に純販売額を基準として5%を超えてはならず、かつ、契約製品の純利益の20%を超えてはならず、かつ、契約製品の純利益の20%を超えてはならない(15条)と規定する等、ライセンス契約の内容に相当踏み込んだ規定が多数見られた。実際、ロイヤルティの料率が売上高の5%を超える契約の認可が拒否された例もあった。

しかし、上記指導原則は、1993年4月28日に 廃止された。上記指導原則の廃止後は、ロイヤ ルティの料率については審査がなされないこと になっている。

但し、指導原則の廃止後も、上記制限には、 事実上ある程度の影響力があったといわれてい る。すなわち、地方又は担当官によっては、上 記指導原則を基準にロイヤルティの料率に対し て異議を提起したり、ロイヤルティの料率が高 いことが原因で国外送金に支障を生じている実 例が一部に見受けられることがあるといわれて いる。また、認可又は登録ができたとしても、 外貨取扱指定銀行又は外貨管理局が、送金する ロイヤルティの料率が不当に高く、契約に真実 性、合理性がないとの理由で送金にストップを かける可能性も完全には否定できない。すなわ ち. 法令上はロイヤルティの料率に対する制限 はないはずであるにもかかわらず, 実務上は, 高いロイヤルティを設定したライセンス契約が 認可を取得できなかったり、 届出を拒否された り、或いは送金に支障が出たりする可能性が完 全に無いとはいえないことに注意が必要である。

上記に鑑みると、ロイヤルティの料率が「売

上高5%」という従来からのライン以内の額であれば、まず安全圏と考えてよいと思われるが、これを超える場合は、違法ではないが、一定の事実上のリスクが生じる可能性を完全には否定できないといえる。

3.3 技術供与側の保証義務

契約法と技術輸出入管理条例は,技術譲渡 人⁵⁾ 又は技術供与側の保証義務を規定してい る。契約法と技術輸出入管理条例における保証 義務に関連する規定は,それぞれ,表のとおり である。

上記のように,契約法と技術輸出入管理条例は,それぞれ,①技術の品質面に関する保証義務(契約法349条後段,技術輸出入管理条例25条),②技術の権利面に関する保証義務(契約法349条前段,技術輸出入管理条例24条1項),③第三者の権利を侵害した場合の責任(契約法353条,技術輸出入管理条例24条3項)について規定している。

しかし,契約法と技術輸出入管理条例における規定の内容は,同じではない。

例えば、契約法は国内契約にも渉外契約にも 適用され得る(但し、355条の規定に注意)の に対して、技術輸出入管理条例は渉外契約のみ に適用され、しかも、保証義務は「技術輸入契 約の供与側」、即ち、外国当事者のみに適用さ れる。

また、契約法353条但書に相当する条項が、 技術輸出入管理条例には見当たらないという違 いもある。

実務上,日本企業が中国企業に技術ライセンスした場合,技術供与者としての保証責任を契約で免除又は軽減できるか,ということが問題とされてきた。

中国においては、いまだ、上記の問題については、明確な結論は無いといわざるを得ない。 そもそも、中国では、契約法上のどの部分が

表 契約法と技術輸出入管理条例における保証義務に関連する規定

契約法

技術譲渡契約の譲渡人は、自己が提供する 技術の合法的な保有者であることを保証し. かつ提供する技術が完全で、誤りがなく、有 効であり、契約で定める目標を達成できるこ とを保証しなければならない。(349条)

譲渡人は、契約の定めどおりに技術を譲渡 しない場合、使用料の一部又は全部を返還し, かつ違約責任を負わなければならない。(351 条1項)

譲受人が契約の定めに従い特許を実施し. 技術秘密を使用することにより、第三者の合 法的権益を侵害した場合、譲渡人が責任を負し技術を契約の定めに従って使用し、第三者の う。但し、当事者が契約で別途定める場合を 除く。(353条)

法律, 行政法規で技術輸出入契約又は特許, 特許出願契約について別途規定するときは、 当該規定に従う。(355条)

技術輸出入管理条例

技術輸入契約の供与側は、自らがその供与 する技術の合法的な所有者又は譲渡もしくは 許諾の権利を有する者であることを保証しな ければならない。(24条1項)

技術輸入契約の受入側が供与側の供与した 技術を契約の定めに従って使用し、第三者から 権利侵害の訴訟を提起された場合、受入側は、 供与側に直ちに通知しなければならない。供与 側は、通知を受けた後、受入側に協力して障害 を排除しなければならない。(24条2項)

技術輸入契約の受入側が供与側の供与した 合法的権益を侵害した場合, 供与側が責任を 負う。(24条3項)

技術輸入契約の供与側は、その供与する技 術が完全で、瑕疵がなく、有効であり、契約 に定めた技術目標を達成できることを保証し なければならない。(25条)

強行規定であるかについて意見が分かれてお り、①「…なければならない」との書き方にな っているものは全て強行規定であるとの見解. ② 「当事者間の別途の定めがある場合はこの限 りではない」と明文で定める規定のみが任意規 定であり、その他は基本的に強行規定であると の見解、③契約法上の規定は一種の行為指針に すぎず、契約自由の原則に従って、ほとんどの 規定は契約において当事者間で自由に定めるこ とができるとの見解等が混在しており、 通説的 見解が確立されるには至っていない。

日中間の技術ライセンス契約の場合. 契約法 355条により、契約法よりも技術輸出入管理条 例が優先的に適用されることになるが、技術輸 出入管理条例の保証義務規定についても、それ が強行規定であるか否か(つまり、当事者間の 契約によって、法律規定とは異なる定めを有効 に締結することは許されないのか否か)につき、

明確な結論が確立されているわけではない。

技術輸出入管理条例が保証義務を規定してい る以上, 契約当事者が保証義務を免除する約定 を定めたとしても、後にそれが無効とされるリ スクが残る。かといって、技術供与側からすれ ば、技術輸出入管理条例の定める保証義務規定 はあまりに広汎な責任を技術供与側に負わせる ものであり、何とかして技術供与側の責任及び 義務を限定したいという強い要求がある。そこ で、実務上は、契約書に、例えば下記のような 文言を盛り込むことにより、技術供与側の責任 及び義務を限定する方法が試みられている。

例①(技術の品質面の保証義務について): 「技術目標」として, 技術供与側が確実に実施 できる内容を、具体的かつ客観的基準をもって 明確に記載する。

例②(技術の権利面の保証義務について): 「技術受入側が、本技術を使用したことにつき

第三者から権利侵害を理由に提訴又は権利主張 されたときは、直ちに技術供与側に通知しなければならない。技術受入側は、技術供与側の事前の書面による同意を得ずに、当該第三者への 回答、訴訟上の行為、和解等を行ってはならない。技術受入側が上記各義務のいずれかに違反 した場合、技術供与側は、技術受入側が当該第 三者の権利を侵害したことにつき、責任を負わない。」

例③:「損害賠償は、既に技術供与側が受領 したロイヤルティの額を上限とする。|

3. 4 技術受入側のなした改良技術

契約法329条は、「違法に技術を独占し、技術の進歩を妨げ又は第三者の技術成果を侵害する技術契約」は無効としている。そして、技術契約司法解釈10条1号によると、「当事者の一方が契約の目的技術を基礎にして新しい研究開発を行うことを制限し、又はその改良した技術を使用することを制限し、又は双方の改良技術の交換条件が平等でないこと」、例えば、「当事者の一方にその者が自ら開発した技術を無償で相手側に提供し、互恵原則に依らずに相手側に譲渡し、当該改良技術の知的財産権を無償で独占又は共有させるよう要求すること」がこれに含まれるとしている。

また、技術輸出入管理条例29条3号は、技術受入側が技術供与側の供与した技術を改良することを制限し、又は、技術受入側がその改良した技術を使用することを制限することを禁止している。日中間の技術輸出入契約については、技術輸出入管理条例29条3号が適用される可能性が高い(契約法355条)。

上記各規定からすると、例えば、日本企業が 中国企業に技術ライセンスをする契約において、 当該中国企業の開発した改良発明につき、適当 な対価の移転なくして、当然に当該日本企業に 帰属する又は当該日本企業に譲渡若しくは実施 許諾すると定めることは、技術輸出入管理条例 29条3号に反し無効とされる可能性が高い。

そこで、実務上は、例えば、当該中国企業の開発した改良発明は当該中国企業に帰属することを認めつつ、当該日本企業は適当な対価を支払うことにより、当該日本企業及びその関連会社は全世界における通常実施権を有すると定めておくこと等が考えられる。

4. おわりに

以上,中国における技術契約に関する法規制として,契約法や技術輸出入管理条例等の内容を紹介し,関連する主な法的諸問題を検討した。 実務上は,他にもさまざまな法的問題が存在するが,筆者としては,今後も引き続き検討を続けていきたいと思っている。本稿が,日本企業等の実務担当者にとって少しでも参考となるところがあれば幸いである。

注記

- 1) 本稿で言及した法的諸問題以外のものについて は,以下の文献を参照されたい。遠藤誠,中国 知的財産法,(2006),pp.329-379商事法務
- 2) 第三次改正後の特許法については,以下の文献 を参照されたい。遠藤誠,中国特許法逐条解説, (2010)日本機械輸出組合
- 3) 中国の契約法は、日本の民法では規定していない 契約類型、例えば、電気・水・ガス・熱エネルギ ー供給使用契約、ファイナンスリース契約等につ いても規定を置いている点が特徴的といえる。
- 4) 「契約法適用の若干問題に関する解釈(一)」(1999年12月29日施行)及び「契約法適用の若干問題に関する解釈(二)」(2009年5月13日施行)は、契約法全般の様々な点について、契約法の規定だけからでは明らかでない内容の解釈を示している。
- 5) ここにいう「技術譲渡」には、権利の移転としての「譲渡」だけでなく、実施許諾(ライセンス)も含む(契約法342条1項参照)。

(原稿受領日 2010年11月22日)